

令和元年8月21日

第9回

会 議 録

桑折町教育委員会

桑折町教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 令和元年8月21日(水)
- 2 招集場所 桑折町役場第2会議室
- 3 出席委員 1番委員 柴田宣広 2番委員 大波敏子
3番委員 鈴木キヨ子 4番委員 小野紀章
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席者 教育長 会田智康
こども教育課長 長谷部清治
生涯学習課長 八巻靖之
- 6 書記 こども教育課主査 佐久間健司
- 7 開 会 午後1時30分
- 8 教育長挨拶 夏休みは3日間短縮したので、今日で終了となる。県内では、地区・市町村によって2学期の開始日が異なるが、休み中大きな事故等もなく有意義な夏休みを過ごしたものと考えている。本町では、小中学校が明日から、幼稚園が来週から2学期がスタートし、実りの秋に向けて、教育委員の皆さんには更なるご指導をお願いしたい。
本日の議題は、学力調査関係で「公表のあり方」等を決定していただきたい。内容・方針はこれまでと同様であり、「取扱」の文言を明確にするため整理・変更したものである。
また、今回から福島県で、有効な形で独自の学力調査を行っている埼玉県を参考にして「学力調査」と同時期に「福島県学力調査」を実施した。詳細は分析中なので、全体として確実に学力向上しているという概略のみ報告させていただきたい。
さらに、幼保の無償化に関する条例も9月定例会に提案するので、宜しくご審議いただきたい。
- 9 報 告
 - (1) 教育行政報告について こども教育課長より報告
 - (2) 学力向上の現状と今後の取組について こども教育課長より報告

10 議 事

(1) 議案第 31 号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

- 教育長 議案第 31 号を議題とし、事務局に説明を求める。
- こども教育課長 資料により説明。
- 教育長 桑折町の条例が変更となるのは、資料「制度の概要」の(1)幼稚園、(2)預かり保育、(3)保育所の三つである。只今の提案・説明に対して、意見、質問はないか。
- 柴田委員 預かり保育の 11,300 円以下が無償化となるが、現行では 9 千円、8 千円、7 千円の三段階の設定となっているので、今までより多く国が支援してくれることになるのか。
- こども教育課長 国の基準で、1 日 450 円、1 か月 11,300 円を上限とした国の支援となるので、町としては同様の対応をする。
- 教育長 来年度以降、国からの支援は上限額が交付されるのか、それとも実績に応じたものとなるのか。
- こども教育課長 地方交付税という形で、町が保護者から徴収する分の保育料を需要額、いわゆる収入として見込めない額を市町村の経費として上乗せして計算する。最終的に地方交付税は、3 年に一度、実績調査があり調整をすることになる。
- 柴田委員 実績になると、預かりを休んで来なかった場合は発生しないということか。
- こども教育課長 預かった分だけ算定する。
- 柴田委員 臨時の預かりはどうなるのか。
- こども教育課長 臨時の預かりは対象外で、通常の前かりの登録者が対象となる。
- 柴田委員 通年の預かりに申し込んでもほとんど来ない場合もあると思うが、その場合はどうなるのか。
- こども教育課長 預かりの対象になるかどうか、あるいは、臨時の預かりの必要性等については十分に調査を行うので、そのようなケースはないものと考えている。
- 教育長 無償化は上限額で算定するわけではないので、市町村が得をするわけではない。預かり保育は必要なものが登録されるので、無償化になったからといって、誰でも申し込めるわけではない。
- こども教育課長 無償化を見込んで申請する場合もあると思われるが、登録についてはしっかりと調査して認定したい。要件に合致するかどうかは、就労証明などの書類や聞き取りをしっかりとりたい。
- 柴田委員 運用面になるが、適用は同じ基準で行わなければならない。
- 教育長 書類とヒアリングを厳格にする必要がある。
- こども教育課長 同一基準で厳格に公平に判断したい。
- 柴田委員 条例化についての質疑はないが、一つお聞きしたい。第 42 条で、「障

こども教育課長 教育長 害」を「障がい」に改めているが、これは上位法などに則ったものか。国の流れの中での改正である。

こども教育課長 教育長 新旧対照表 29 頁の別表第 2 幼稚園授業料の記載であるが、これは一人目のもので、減免等は規則以下の規定で行っていることを確認しておきたい。

こども教育課長 教育長 ご指摘のとおり、減免等は規則等で行っている。それでは、その他質疑はないようなので、議案第 31 号について、原案のとおり決定してよいかお諮りする。

教育長 (異議なしの声)

教育長 意義がないので、議案第 31 号は原案のとおり議会に提出させていただくこととする。

(2) 議案第 32 号 令和元年度要保護及び準要保護児童生徒の追加認定について

教育長 議案第 32 号を議題とし、事務局に説明を求める。

こども教育課長 資料により説明。

教育長 只今の提案に対して、意見、質問はないか。

柴田委員 通学は可能な状態にあるのか。

こども教育課長 町の通学区の特例で可能となっている。

柴田委員 準要保護の費用は誰が受け取るのか。

こども教育課長 伊達市が受け取ることになる。

教育長 その他質疑はないようなので、議案第 32 号について、原案のとおり決定してよいかお諮りする。

(異議なしの声)

教育長 意義がないので、議案第 32 号は原案のとおり決定する。

(3) 議案第 33 号 平成 31 年度全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて

教育長 議案第 33 号を議題とし、事務局に説明を求める。

こども教育課長 資料により説明。

教育長 只今の件に対しては議会やそれ以外にも質問を受けることがあるので、各委員より質問・意見をいただきたい。大波委員から順に発言をお願いしたい。

大波委員 「平均正答率」は公表してもよいのではないかと。個人の学習において、自分の位置を確認したり、目標・励みにもなるのではないかと。

鈴木委員 特別に支援を要する児童・生徒等が統計全体に及ぼす影響を考えると、数値の公表はいかなるものか。数値の公表よりも分野ごとの課題等内容に踏み込んだ評価・分析を行い公表をすべきではないかと。

小野委員 数値の公表はわかりやすいが、十分な説明が伴わないと独り歩きする危険がある。数値が独り歩きして今までの取組が台無しになるという

恐れもある。

教育長 (補足して説明) 今までも町全体の平均正答率は公表していない。町全体の平均正答率を公表すると、市町村間の比較が行われる等デメリットが大きい。

柴田委員 100人未満の集団の統計では統計として不確定要素が多く、「桑折町では・・・」などと一般化することには問題が多い。

教育長 「町全体の平均正答率」は今までも公表していないので、公表内容としては今までと同様になる。「町全体の平均正答率」を公表すると、他市町村との比較となり、デメリットの方が大きいので公表を行わなかった。昨年と同様の内容を明確化したものである。

大波委員 「平均正答率などの数値は公表しない。」に加えて、「学校別の数値も公表しない旨」の文言を加えてはどうか。

柴田委員 「取扱い」については、数値の公表を求める者にとっては、都合よく解釈できる余地がある。明確化すべきではないか。

教育長 「1 本町における公表の内容について」中、「平均正答率などの数値」の次に「町全体・学校別とも」を加え、「各学校においては、」の次に「上記の方針に基づき、」を加え、「取扱い」の明確化をする。

教育長 その他議案第33号について、意見、質問はないか。

(なしの声)

教育長 その他特にないようなので、議案第33号について採決する。議案第33号について、ただ今の修正を加えて決定することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 議案第33号については、原案にただ今の修正を加え決定する。

教育長 議事について、事務局、各委員から追加等があるかお諮りする。

(なしの声)

教育長 その他特にないようなので、議事は以上で終了する。

11 その他

(1) 次回(9月)定例会の開催について

- ・9月24日(火)午後1時30分からの開催を決定

(2) 今後の日程について

(3) その他

①令和元年度教育委員・教育長研修会について

8月27日(火)10:20～ 福島テルサ

②桑折町の教育を語る会“夏”について

8月23日(金)18:40～ 福島Gパレス

12 閉会 午後3時05分